

議案第 15 号

市川市スポーツ振興審議会条例の一部改正について

市川市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 9 月 2 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

市川市スポーツ振興審議会条例（昭和 37 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市川市スポーツ推進審議会条例

第 1 条中「スポーツ振興法（昭和 36 年法律第 141 号）」を「スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）」に、「第 18 条第 2 項」を「第 31 条」に、「スポーツ振興審議会」を「市川市スポーツ推進審議会」に改める。

第 2 条中「第 4 条第 4 項及び第 23 条」を「第 35 条」に、「スポーツ振興」を「スポーツの推進」に、「建議する」を「建議することができる」に改め、同条第 7 号中「振興」を「推進」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 1 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 法第 10 条第 1 項の規定によるスポーツ推進計画に関すること。

第 3 条中「非常勤の」を削り、「10 名」を「10 人」に改める。

第 4 条第 1 項中「の各号」を削り、「任命する」を「委嘱する」に改め、同項第 1 号中「7 名」を「7 人」に改め、同項第 2 号中「3 名」を「3 人」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条に次の2項を加える。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、非常勤とする。

第5条第1項中「会長及び」を「、会長及び」に、「1名」を「1人」に、「委員の中から」を「、委員のうちから」に改め、同条第2項中「会務を統理し」を「、会務を総理し」に改め、同条第3項中「又は」の次に「会長が」を加える。

第6条第1項中「会議」の次に「(以下「会議」という。)」を加え、「会長」を「、会長」に改め、同条第2項中「委員の半数以上の出席がなければ」を「、委員の半数以上が出席しなければ」に改め、同条第3項中「出席委員の過半数で」を「出席した委員の過半数をもって」に改める。

第7条の見出し中「審議会の」を削る。

第9条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「審議会の」を「、審議会の」に改め、「について」を削り、「別に審議会が」を「審議会が市長及び教育委員会の同意を得て」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の市川市スポーツ振興審議会条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項の規定により任命されたスポーツ振興審議会の委員である者は、この条例の施行の日、改正後の市川市スポーツ推進審議会条例(以下「新条例」という。)第4条第1項の規定により市川市スポーツ推進審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第4条第2項の規定にかかわらず、同日における旧条例第4条第1項の規定により任命されたスポーツ



## 理 由

スポーツ振興法の全部が改正されたことに伴い市川市スポーツ振興審議会の名称を改めるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。